

施策・主な取組シート

基本方向	(5) まちの快適・うるおい空間づくり	基本政策	2) 都市環境の充実	
(1) 施策				
名称	3 2 良好な景観形成の推進			
目標	良好な景観を形成することで、快適でうるおいのある生活環境と、生活や産業に根ざした本市の個性や文化の創出をめざします。			
現状と課題	平成28年3月に「木更津市景観計画」を策定し、景観に影響の大きい大規模な建築物や工作物を「木更津市景観条例」の届出対象とし、色彩等の景観の誘導を行い、良好な景観の維持を図っています。 特に、市内の良好な景観形成に資する事業を実施する市民団体の取り組みを支援することにより、景観形成に関する意識の啓発及び良好な景観形成に対する意識の醸成に努めていますが、さらに広く周知する必要があります。 また、大型商業施設やロードサイド店の出店による過剰な屋外広告物の掲載や周辺環境に配慮のない色づかいへの対応などが課題となっています。			
課題解決の方向性	広報きさらづ及び公式ホームページを通じて広く住民等にPRし、市内の良好な景観形成に資する団体等を増やし、木更津市の景観を守り、育て、美しく快適な都市づくりを推進します。 屋外広告物については、千葉県屋外広告物条例では木更津市景観計画にある色彩基準はありませんが、申請時等に事業者に対して過剰な色彩などを避けるよう協力を依頼します。			
(2) 主な取組				
No.1	名称	良好な景観形成の誘導		
	担当課	都市政策課		
	概要	・木更津市景観条例による届出については、木更津市景観計画に定める景観形成基準に従い適正に審査を行います。 ・景観形成推進事業への支援制度について周知を図り、公共施設内の花壇の整備や維持管理を行う団体を増やすことで、地域の良好な景観形成を推進します。 ・景観形成重点地区の指定などによる、地区の特性にあわせた、きめ細かい景観づくりを推進します。 ・木更津金田インターチェンジ出口付近の公共案内看板やJR木更津駅前等のデジタルサイネージにより、公共情報等の集約に努め、良好な景観を維持します。		
施策目標の実現に関する指標	指標	現状値 (H30)	目標値 (H34)	設定の考え方
	景観計画区域内行為届出件数	52件 (平成28年～平成29年度)	100件	現状値を踏まえ、年間の建築数(建築面積500㎡以上)の実績を参考とし、年間13件の届出を目標とし、100件を目指す。